

千葉ものづくり認定製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県内の中小企業が製造する優れた製品、独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、県内外に広く情報発信することにより、本県製造業のイメージ及び知名度の向上を図るとともに、新製品開発の機運を高め、もって本県産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「認定」とは、事業者からの申請に基づき、製品の新規性、優位性、市場性、信頼性等に関する一定の基準（以下「認定基準」という。）に適合するものについて、千葉ものづくり認定製品として認めることをいう。

(申請者の資格)

第3条 認定を申請する資格のある者は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者（以下、「中小企業者」という。）であること。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は対象から除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(2) 千葉県内に本社又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。

(3) 日本標準産業分類に基づく製造業又は情報通信業に該当する事業を営んでいること。

(4) 申請者の役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。）が、暴力団排除に関する欠格事由（別記1）のいずれにも該当しないこと。

(5) 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと。

(認定の対象)

第4条 認定の対象は、次の全ての要件を満たす製品とする。

(1) 工業製品であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものであること。（食料品、飲料、医薬品、医薬部外品、農水産物（加工品を含む）に該当する製品及びその他、体内に摂取又は皮膚に塗布する製品を除く。）

ア 最終製品：原料、加工技術又はサービスでないこと。

イ 部品：国内若しくは海外特許の取得又は申請等客観的な技術特性が認められるこ

と。

ウ ソフトウェア：ものづくりに直結するものであること。（ゲームソフト、ワープロソフト、給与・会計ソフト、Webブラウザ、画像編集ソフト、経営管理システム、情報通信（携帯電話等）ソフト、ビル管理システム、ナビゲーションソフト及びこれに類するものを除く。）

(2) 自社製品であって、次の各号に定める要件を満たすものであること。

ア 製品の主要部分の製造若しくは製品の企画、設計及び開発を千葉県内の事業所で行っていること。

イ 輸入品や、特定会社の受託生産（OEM生産等）又は受注生産によるものでないこと。

(3) 新製品であって、次の各号に定める要件を満たすものであること。

ア 研究開発段階や試作品でなく、製品化されていること。

イ 国内又は国外市場へ流通するものであること。

ウ 販売開始から概ね3年以内の製品であること。

(4) 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれがある製品でないこと。

(認定基準)

第5条 認定基準は、別記2のとおりとする。

(認定の申請)

第6条 認定を受けようとする者は、年度毎に別に定める時期に認定申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及び添付書類を知事に提出するものとする。

(認定の審査)

第7条 知事は、第6条の規定による申請があった場合は、申請者及び申請のあった製品が第3条及び第4条の規定による資格、要件を満たすかどうかを審査するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査で資格、要件を満たすと判断されたものについて、外部有識者の意見を踏まえ、第5条で定める認定基準に適合するかどうかを審査するものとする。

3 知事は、前項の規定による審査にあたって、申請のあった製品の評価、その他必要な事項について、意見交換を行うために、外部有識者の出席を求めて、「千葉ものづくり認定製品検討会議（以下「検討会議」という。）」を開催することができる。

4 検討会議の実施に必要な事項については別に定める。

(認定の決定)

第8条 知事は、第7条の規定による審査の結果、認定基準に適合すると認められたものについて、認定することができる。

2 知事は、認定をしたときは、当該申請者に対し、認定結果を通知（様式第3号）し、「千葉ものづくり認定製品認定書（様式第4号）」を交付するとともに、認定製品及び認定を受けた者を公表し、積極的に情報発信するものとする。

3 知事は、認定をしなかったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知（様式第5号）するものとする。

(認定の有効期限)

第9条 第8条第1項の規定による認定の有効期限は、認定日の属する年度の翌年度から起算して5年度目の3月31日までとする。

(認定内容の変更)

第10条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定事項変更届出書(様式第6号)により、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 会社名、代表者又は所在地を変更したとき。
- (2) 認定製品の製品名を変更したとき。
- (3) 認定製品の生産又は販売を1年間以上中止又は廃止したとき。
- (4) その他申請書記載事項に変更が生じたとき。

(認定の取り消し)

第11条 知事は認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (2) 認定を受ける資格、要件を欠くに至ったとき。
- (3) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (4) 認定製品の製造又は販売を1年間以上中止又は廃止したとき。
- (5) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 知事は、認定を取り消したときは、その旨を当該事業者に通知し、公表することができる。

(認定を受けた者の責務)

第12条 認定を受けた者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定製品の品質及び性能の維持・向上に万全を期すものとする。

2 知事は年1回、別に定める様式により、状況報告書の提出を求めることができる。

(損害に対する責任)

第13条 知事及び検討会議は、本事業が第1条の目的のもとに行われることに鑑み、認定を受けた者が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(事務処理)

第14条 この認定に関する事務処理及び検討会議の事務局は、商工労働部産業振興課が行う。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月8日から施行し、改正後の第11条の規定は、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月28日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現に第8条第1項の規定による認定を受けている製品についても、改正後の第9条の適用を受けるものとする。

(別記1)

暴力団排除に関する欠格事由

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 3 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 暴力団、暴力団員又は1から4に該当する個人若しくは法人であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(別記2)

認定基準

1 評価項目及び評価の視点

(1) 新規性・優位性

- ア 自社独自の技術ノウハウ、アイデア等に基づく製品であるか。
- イ 従来製品と比較して、性能、機能、特性などの面で高い優位性や独自性を有しているか。
- ウ 困難な技術的課題を克服するなど、高い技術力に支えられた製品であるか。
- エ 特許を保有するなど、新規性が認められるか。
- オ 本県ものづくり産業のイメージアップにつながる製品であるか。

(2) 市場性

- ア 市場や顧客のニーズに十分対応した製品であるか。
- イ 対象とする市場の成長性・将来性は高いか。
- ウ 対象とする市場において、性能・価格等の面で競合優位性があるか。
- エ 販売実績を有し、顧客からの高い評価を受けているか。

(3) 信頼性

- ア 製品の生産・管理体制は十分か。
- イ 品質保証体制が整備されているか。
- ウ 製品の安全性に問題はないか。
- エ 環境負荷低減など環境面への配慮がなされているか。

(4) 経営状況

- ア 経営基盤は確立されているか。
- イ 売上高、経常利益は堅調に推移しているか。
- ウ 収益性は良好か。
- エ 財務健全性に問題はないか。

2 評価基準 (配点)

	新規性・優位性	市場性	信頼性	経営状況
S (高く評価できる)	40点	20点	20点	20点
A (評価できる)	30点	15点	15点	15点
B (若干の課題がある)	20点	10点	10点	10点
C (課題が多い)	10点	5点	5点	5点
D (評価困難)	0点	0点	0点	0点

3 認定基準

各評価項目について、次に掲げる者が、評価の視点を踏まえて評価基準により採点した点数の平均を算出し、合計点が「70点以上」のものとする。

- (1) 商工労働部経営支援課長
- (2) 商工労働部産業振興課長
- (3) 産業支援技術研究所長